

高所作業車運転技能講習実施要領

(秋田労働局:秋基登録第86号・有効期間満了日:平成31年3月30日)

1. 開催日時

- 1日目 学科講習 5月17日(木) 9時00分～15時40分
- 2日目 学科講習 5月18日(金) 9時00分～17時00分
- 3日目 実技講習 5月19日(土) 9時00分～16時10分

2. 会場

1日目～2日目(学科講習)

協働大町ビル

(秋田市大町3丁目2-44)

※学科初日に、保有免許の種類により講習が免除される方には受講票でお知らせ致します。

3日目(実技講習)

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構秋田支部

秋田職業能力開発促進センター ポリテクセンター秋田

(潟上市天王字上北野4-143)

3. 講習科目

- (1) 原動機に関する知識(学科:3時間)
- (2) 高所作業車の運転に必要な一般事項に関する知識(学科:2時間)
- (3) 高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識(学科:5時間)
- (4) 関係法令(学科:1時間)
- (5) 高所作業車の作業のための装置の操作(実技:6時間)

4. 講習科目の受講の一部免除

下記に該当する方は、当該科目の受講が免除となります。

受講の免除を受けることができる者	受講免除科目
《免除①》 1. 建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3に規定する建設機械施行技術検定に合格した者。 2. 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第3項の大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許、普通自動車免許を有する者。 3. フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習、車両系建設機械(解体用)運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者。	《免除①》 ※ 原動機に関する知識(3時間)
《免除②》 移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。	《免除②》 ※ 原動機に関する知識(3時間) ※ 高所作業車の運転に必要な一般的事項に関する知識(2時間)

5. 受講料

免除区分により、受講料は下記のとおりとなります。

免除の区分	免除のない受講者	免除①の受講者	免除②の受講者	備 考
講習の区分	学科 11 時間	学科 8 時間	学科 6 時間	
	実技 6 時間	実技 6 時間	実技 6 時間	
受講料	48,600円	44,280円	41,040円	消費税込
テキスト代	1,850円	1,850円	1,850円	
計	50,450円	46,130円	42,890円	

6. 受講申込方法

- (1) 「受講申込書」に所要事項を記載し、申し込み前6ヶ月以内に撮影した証明写真1枚を貼付し、郵送または持参により申し込みください。
- (2) 受講者には講習日の約1ヶ月前より受講票及び関係資料を送付します。
(※受講料の請求書が必要な方には、請求書を同封します)
- (3) 受講申込締切日及び受講料納入期限は5月10日(木)とします。
- (4) 受講申込締切日以降のキャンセルの場合は、原則として受講料の返還はできません。
- (5) 免除①および②について、保有する免許証の(写)を受講申込書に添付してください。
- (6) 不明な点等につきましては、下記の「申込先」へ問い合わせください。

☆ 申込先 〒010-0921 秋田市大町3丁目2-44
 一般社団法人 秋田県労働基準協会
 TEL. 018-862-3362 ・ FAX. 018-862-3729

☆ 振込先 秋田銀行 大町支店 (普) 967567
 一般社団法人 秋田県労働基準協会
 専務理事 角間崎 栄悦 (かくまざき えいえつ)

7. 定員

30名 (定員になり次第締切ります)

以 上